【書類名】明細書  
【発明の名称】物質エネルギ変換装置  
【技術分野】  
　  
　本発明は、物質をエネルギに変換する物質エネルギ変換装置である。  
【背景技術】  
　  
　従来、エネルギを得るには、化学反応または核反応を用いる必要があり、効率が悪かった。  
　  
　非特許文献１には、反物質が物質と合わさって厖大なエネルギを発することが記載されている。  
【先行技術文献】  
　  
　【非特許文献】  
　  
　　【非特許文献１】ダン・ブラウン、"天使と悪魔”、２０００年初版  
【発明の概要】  
【発明が解決しようとする課題】  
　  
　非特許文献１では、反物質を生成する必要があった。反物質の生成には、この反物質が物質と合わさってエネルギを生成する以上のエネルギが必要であった。  
　  
　そこで、本発明は、物質をそのままエネルギに変換することを課題とする。  
【課題を解決するための手段】  
　  
　本発明の物質エネルギ変換装置は、水素を入力する水素入力手段と、当該水素を吸収する希土類金属結晶部と、当該希土類金属結晶部の所定の結晶方向に磁場を与える磁場形成部とを有する。  
【発明の効果】  
　  
　本発明によれば、高い効率で物質をエネルギに変換することができる。  
【図面の簡単な説明】  
　  
　【図１】本実施形態の物質エネルギ変換装置の構成図である。  
　【図２】物質エネルギ変換装置の動作を説明する図である。  
【発明を実施するための形態】  
　  
　図１は、本実施形態の物質エネルギ変換装置１の構成図である。  
　  
　物質エネルギ変換装置１は、水素入力部１１と、希土類金属結晶１２と、磁場形成部１３と、これらを包み込む中性子遮蔽部１４とを備える。この物質エネルギ変換装置１は、水素原子を直接にエネルギに変換するものである。  
　  
　水素入力部１１は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・である。  
　  
　希土類金属結晶１２は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、水素入力部１１から入力された水素を吸収して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・する。この希土類金属結晶１２は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・することにより、・・・・・・・・・する。  
　  
　磁場形成部１３は、・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、希土類金属結晶の１１１方向の磁場を形成して、・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・する。これにより、希土類金属結晶１２に吸収されている水素原子は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・する。  
　  
　中性子遮蔽部１４は、水素原子のエネルギ化に伴い、希土類金属結晶１２から出射される中性子線を遮蔽する。この中性子遮蔽部１４は、例えば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・・する。  
　図２は、物質エネルギ変換装置の動作を説明する図である。  
　  
　水素は、水素入力部１１によって高圧（例えば、１０万メガパスカル）に圧縮されて、希土類金属結晶１２が位置する炉内に導かれる。希土類金属結晶１２の水素吸収能力により、水素は、希土類金属結晶１２に吸収される。そして、磁場形成部１３は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。これにより、希土類金属結晶１２からエネルギが放出され、中性子線が出射される。  
　  
　物質エネルギ変換装置１が変換するエネルギEは、以下の式（１）によって示される。但し、Mは水素の質量である。Cは光速である。  
　【数１】  
　E=M  
𝐶  
2  
・・・（１）  
  
　よって、本実施形態の物質エネルギ変換装置１によれば、反物質を生成することなく、物質を直接的にエネルギに変換することができる。  
【符号の説明】  
　  
１　物質エネルギ変換装置  
１１　水素入力部  
１２　希土類金属結晶  
１３　磁場形成部  
１４　中性子遮蔽部